

那覇市動物の愛護及び管理に関する指針

令和4年3月18日

那覇市

指針策定の背景

近年、犬、猫等のペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、より深い関わりを持つようになってきました。しかし、多頭飼養崩壊をはじめ飼育放棄（ネグレクト）や遺棄・虐待、より身近なものとしては、放し飼いや飼い主のいない猫などによる糞尿被害など、様々な問題が全国的に発生しています。

那覇市においても、動物に起因するトラブルがしばしば発生しています。犬の放し飼いはじめ犬猫の糞尿被害や、最近では飼い主のいない猫による問題など、生活環境に関する苦情・相談は毎年1千件以上寄せられている現状にあります。

こうした中であって、本市では「人と動物との調和がとれた共生する地域社会（以下、「人と動物と共生する社会」という。）の実現」に向けて、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）」と併せて、動物に関する様々な課題への対応をさらに推し進めるため、令和3年6月に「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）」を施行しました。

本指針では条例で定める基本理念を達成するため、本市の現状から課題を抽出し、それを解消していくための施策や取組みを示し、本市の動物愛護行政の基盤として、「人と動物と共生する社会」の実現に向け、取り組んでいきます。

用語解説

動物	法第44条第4項各号に掲げる動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。このほか、哺乳類、鳥類及び爬虫類で人が占有する動物。）をいう。
飼い主	動物の所有者又は占有者をいう。
適正飼養	動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすることをいう。

第1 基本理念と基本的な考え方

基本理念 1

動物の命が尊ぶべきものであることを共通認識とする。

「人と動物と共生する社会」の実現に向けては、人の命が大切なように、動物についてもその命を尊重し、いかなる場合もその尊厳を守ることが原則となります。そのためには、動物をみだりに傷つけ又は苦しめることがないよう取り扱うことはもちろんのこと、飼い主においては、その生理、生態、習性等を考慮して、その命を終えるまで責任を持って適正飼養することが重要です。

一方で、人は他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在です。そのため、動物が自然の摂理や社会の条理の中で命を落とすこと、あるいは動物が人に利用、又は使役されることについて、単に疎んじるのではなく、その命に対して畏敬及び感謝の念を抱くとともに、この気持ちを動物の取り扱いに反映させることが求められています。

基本理念 2

様々な主体が、互いに連携を図りながらそれぞれの責務を果たす。

我々の暮らす社会には、動物好きの方もいれば、動物が苦手な方もいます。また、身体的なアレルギーがある方もいます。このように動物への考え方や価値観は、いつの時代にあっても多様であり続けるものです。そうした中で、共生社会を実現するためには、それぞれの考え方や価値観を互いに尊重し、様々な立場の皆様にご協力をいただきながら取り組みを進めていく必要があります。

基本理念 3

衛生的な生活環境を確保する。

那覇市では、住宅の密集化に伴い、動物に起因するトラブル等がしばしば発生しています。これらを解消していくため、動物の飼い主においては、動物を飼養するにあたって、その社会的責任を十分自覚するとともに、放し飼いや毛の飛散、鳴き声、糞尿等による、人の生命等の侵害や周辺的生活環境の保全上の支障が生じないようにする必要があります。

また、最近では飼い主がいない動物へのエサやり等に関する問題が増加しています。飼い主のいない動物を慈しむ気持ちは人としての優しさの表れともいえ、尊重されるべきものです。しかし、現状ではこれらの動物や社会に対する責任を考えない、伴わない、いわゆる無責任なエサやり等により地域の生活環境が損なわれたり、本来伴侶動物であるべき飼い主のいない動物の生息数が増加する等、共生社会の理念に相反する事態も確認されています。したがって、これらの行為を行う場合に関しても、その社会的責任を十分に自覚した上で、周辺的生活環境の保全上の支障の防止等に努めることが必要です。

第2 基本理念の達成に向けての取り組み

市は、基本理念の達成に向けて、動物の愛護及び管理に関する基本施策を策定し、その実施に努めます。

「人と動物と共生する社会」の実現には、飼い主の適正飼養が肝要となります。また、これから飼い主になろうとする方も、これらについての理解を深め、ペットの飼養を検討することが求められます。

さらに「人と動物と共生する社会」の実現のためには、市民の皆様も動物の愛護及び管理に関する理解を深め、地域社会において「動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものである」という共通認識が醸成される必要があります。

市では、パンフレットの作成やパネル展、SNSの活用等、様々な手法により、動物の適正飼養や動物の飼養に起因する迷惑行為の防止、飼い主のいない動物との適切な関わり方等に関する情報発信を行います。また、条例や本指針で網羅しきれない項目に関しては必要に応じ、ガイドライン等の整備に努め、情報の整理・集約を行います。

また、本指針は、法等の改正や地域の実情等に応じ、見直しを行うものとします。



那覇市が実施する『犬猫ふれあい教室』

児童、生徒を対象として、犬猫の習性を学び、犬との散歩や猫とのふれあい体験をします。

第3 基本施策

「人と動物と共生する社会」の実現に向けて、以下の項目を中心に、取り組みを進めていきます。

施策1 動物の健康・安全の確保と地域の生活環境の保全

- 1 適正飼養、終生飼養の啓発
- 2 徘徊犬対策と狂犬病予防接種率の向上
- 3 猫の飼養と飼い主のいない猫による課題への対応
- 4 収容数、殺処分数の削減に向けて

施策2 協働・連携による取り組みの推進

- 1 動物愛護推進員等との協働
- 2 社会福祉施策との連携
- 3 災害への備え
- 4 職員研修の実施
- 5 市民講座等の実施

施策 1

動物の健康・安全の確保と地域の生活環境の保全

動物の飼い主等に対し、動物福祉を担保するために必要となる、適正飼養、終生飼養等に関することや、地域の生活環境を保全するために必要な事項について、普及啓発を行い『人と動物と共生する社会』の実現を目指します。

また、必要と認められた場合には、飼い主等に対し、指導や助言等を行います。

1 適正飼養、終生飼養の啓発

☆目指すこと

- ・ 動物が健康で安全安心に暮らせる動物福祉の確保
- ・ 地域の生活環境の保全と他人への迷惑防止



☆方策

- ・ 飼い主への適正飼養、具体的な手法等の普及啓発
- ・ 飼い主のなろうとする者、市民への動物愛護管理思想の普及啓発

動物の飼い主は、「ペットに対する責任」と「社会に対する責任」を十分に自覚し、動物が心地よく安心して安全に暮らせるよう努めるとともに、動物を飼養するにあたってのルールやマナーを守り、周辺地域に迷惑をかけないように努める必要があります。

また、これから飼い主になろうとする方に関しても、これらの十分に自覚した上で、動物の飼養について選択をする必要があります。

市では、飼い主等のモラルやマナー向上のため、以下の項目等について普及啓発を行います。

(1) 飼い主の心構え等

- ① 動物を終生飼養するように努めること
- ② みだりな繁殖の防止に努めること
- ③ 人と動物に共通する「動物由来感染症」に関する正しい知識を持ち、感染を予防するため、ワクチン接種等の必要な措置に努めること
- ④ 動物の所有者又は占有者が明らかになるように、迷子札やマイクロチップ等の装着に努めること

※ 犬の場合は、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務です。

- ⑤ 災害等に備え、必要なしつけを行い、ペットフード等の物品の備蓄に努めること
 - ⑥ 飼い主になろうとする者は、上記①～⑤をよく考慮し、飼養の決定に努めること
- ※ ペットの飼い主になるということは、そのペットの全責任を負うということです。責任を果たせないのであれば、今は飼わないという決断も、動物への愛情です。

(2) 守らなければならない飼い主のルール

- ① 動物の種類、月齢・年齢等の発育状況等に応じて、適正に給餌、給水をすること
- ② 疾病の予防や日常の健康管理に努め、疾病又は負傷した場合は、動物病院で診察を受ける等の適切な措置を講じること
- ③ ペットを飼養している場所の糞尿等の清掃を適正に行い、常に清潔にすること
- ④ 飼っている動物が、道路、公園等の公共の場所や他人の土地・建物を損傷したり、糞尿等で衛生環境を悪化させないようにすること
- ⑤ 飼っている動物の鳴き声、毛の飛散や臭い等により他人に迷惑を及ぼさないこと
- ⑥ 飼っている動物が逃げないようにすること。また、逃げた場合は、飼い主自らの責任で速やかに捜索し、連れ帰る等の適切な措置を講じること
- ⑦ 犬や猫の飼い主は、繁殖して適正飼養が出来なくなる可能性がある場合は、繁殖制限の措置をすること

2 徘徊犬対策と狂犬病予防注射接種率の向上

☆目指すこと

- ・ 放し飼いや徘徊犬等による事故の防止
- ・ 狂犬病予防注射接種率の向上

☆方策

- ・ 係留方法や散歩時の注意点等の犬の適切な飼い方の普及啓発
- ・ 狂犬病予防注射の必要性等の普及啓発
- ・ 不適切な飼い主への指導



市内で徘徊犬が認められる場合は、周辺への危害防止や当該犬の安全確保のため、収容を行います。また、狂犬病の国内侵入や蔓延を防ぐために必要なワクチン接種について、接種率向上のために必要な取組みを行います。

(1) 市は、下記に示す場合を除き、事故防止等の観点等から、係留^{注1}されていない犬の保護収容を行います。

【係留除外規定】

- ◇ 警察犬、身体障害者補助犬等とその目的のために使用する場合
- ◇ 制御できる者が、ドッグラン等の施設で訓練又は運動をさせる場合
- ◇ 綱、鎖等を保持し、その行動を制御した状態での屋外での散歩等
- ◇ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合
- ◇ 生後 91 日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合

(2) 本市の狂犬病予防注射の接種率は、全国平均に及ばない状況となっています。現在、狂犬病の国内での発生は確認されていませんが、発症すると、ほとんどの場合死に至る危険な病気であり、海外からの船舶や航空機の往来の多い本市の特徴を考慮すると、接種率の更なる向上が求められます。

市では、飼い犬のみではなく、社会を守るために、飼い主への狂犬病の予防に関する普及啓発や指導の強化を行っていきます。

^{注1} 係留：丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、檻その他の障壁を設けて、逸走を防止することをいいます。飼い主は、飼い主以外の者に接触しないよう、飼い犬を係留しなければなりません。

3 猫の飼養と飼い主のいない猫に関する課題への対応

☆目指すこと

- ・ 地域での糞尿被害、ごみあさりや道路上の轢死等の環境衛生上の問題の軽減
- ・ 良好で快適な生活環境の確保
- ・ 飼い主のいない猫の収容及び殺処分の減少

☆方策

- ・ 飼い猫の終生飼養、適正飼養の普及啓発
- ・ 飼い主のいない猫への関わり方の普及啓発



本市においては「放し飼いの猫」や「飼い主のいない猫」によると考えられる糞尿等の地域の生活環境の悪化等に関する相談や、こうした猫の道路上での轢死や負傷に関する相談が多数あり、その対応が課題となっています。

元来、猫については「外で自由に暮らす生き物」という認識がありましたが、今いる飼い主のいない猫の一部は、放し飼いや逃げてしまった飼い猫や、その子孫であるという側面があり、最近では、病気や事故、近隣とのトラブル防止の観点からも、猫は屋内のみで飼養することが望ましいとされています。

また、動物愛護思想の高まり等により、いわゆる「地域猫活動^{注2}」や「TNR 活動^{注3}」等の飼い主のいない猫に関する活動についても認知されてきているところですが、猫の将来や地域の生活環境について考慮しない方法での、いわゆる無責任なエサやりも問題となっています。

注2 地域猫活動：将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことを目的とし、地域住民の合意のもとに地域住民が主体になって、不妊去勢手術を行い、糞尿や餌の片付け等を行い、地域で衛生的に管理を行うこと。※沖縄県動物愛護管理推進計画（令和3年2月、沖縄県）

注3 TNR 活動：飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動のこと。 ※住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年2月、環境省）

本市では、今ある猫の命を尊重する一方、衛生的で快適な生活環境の確保、及び「人と動物と共生する社会」の実現のため、猫の適正飼養や飼い主のマナー、及び飼い主のいない猫を世話する場合のマナーやその社会的責任等を明確化し、猫に関わる様々な主体の皆様に対し、猫との適切な関わり方の普及啓発を行います。また、地域住民、自治会、動物愛護団体や沖縄県獣医師会と連携し、市内に生息する飼い主のいない猫の実態把握や、将来的にその数を減らしていくために必要な取り組みの実施に努めます。

(1) 猫の飼い主のマナー

- ① 飼い猫の安全の確保や、周辺的生活環境の悪化を防ぐため、完全室内飼育に努めること
 - ② 猫は繁殖力が強い生物であることを十分に認識し、不妊去勢手術に努め、適正飼養が可能な数を、その一生を終えるまで、責任を持って飼うこと
- ※完全室内飼育することで、長寿となり、飼い主のそばで安全安心に暮らせます

(2) 飼い主のいない猫を世話する場合のマナー

- ① 猫の繁殖を防止するため、不妊去勢手術をすること
- ② 周辺地域の生活環境を保全するため、与えた餌及び排泄物の清掃を行うこと
- ③ 猫に関する活動について、地域住民等に説明し理解を得るようにすること

4 収容数、殺処分数の削減に向けて

☆目指すこと

- ・ 飼い主の適正飼養、終生飼養の徹底
- ・ 収容数、殺処分数の削減

☆方策

- ・ 引取り規定の厳格化
- ・ 収容した犬猫の返還、譲渡の取り組みの強化

収容数、殺処分数の削減に向けて、犬猫の引取り相談については、終生飼養の責務に照らし、慎重に判断します。また、犬猫の適正飼養の普及啓発を図り、保護収容されてしまう犬や猫の減少に努めます。

- (1) 飼い主からの犬や猫の引取り相談がある場合は、飼い主の終生飼養の責務に照らし、慎重に判断します。下記に掲げる事項に該当すると認められる場合等は、引取りをお断りすることがあります。
 - ◇ 犬又は猫の老齢又は疾病、負傷を理由としたものである場合
 - ◇ 飼い主の引っ越しを理由としたものである場合
 - ◇ 引取りを求める者が、法に定める第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業を営む者並びに過去に営んでいた者である場合
 - ◇ 譲渡先を見つけるための取り組みを継続的に行っていない場合
 - ◇ 引取りを求める犬または猫の飼養継続が、真に困難であると認められない場合
- (2) 所有者の判明しない猫の引取りについては、法により「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合」は、引取りを拒否することができると規定されております。本市では、猫の管理者や飼い主がいると推定できる場合等は、引取り依頼をお断りすることがあります。

- (3) 負傷による通報があった場合は、まず現場確認を行います。犬については、狂犬病予防法や条例の趣旨に照らして収容を行います。猫については、猫の生活に著しく支障をきたす程度の負傷や疾病が認められない場合は、収容対象外と判断する場合があります。
- (4) 動物の遺棄や虐待を防止するため、適正飼養、終生飼養等の普及啓発に取り組みます。また、これらの事案について警察等、関係機関との連携強化に努めます。
- (5) 市で収容した犬猫については、収容期限の延長や動物愛護団体との連携等に努め、返還、譲渡に努めます。

施策 2

協働・連携による取り組みの推進

多様化、複雑化する動物の愛護及び管理に関する課題に対し、条例で定める動物愛護推進員をはじめ、関連する部署や、県獣医師会、動物愛護団体等との協働により対応していきます。

また、職員へ動物の愛護及び管理に関する知識、先進都市の事例や新たな知見等を習得するために必要な研修等を実施するとともに、市民力の向上や、市と協働して課題解決にあたる市民ボランティアの育成するために必要な取組みについて調査研究を行います。

1 動物愛護推進員等との協働

動物愛護推進員等との協働により、適正飼養、終生飼養の普及啓発を図ります。また、さまざまな場面での活動を行う市民ボランティアの育成、支援や関係団体等が互いに連携、協働できる体制の整備に努めます。

2 社会福祉施策との連携

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼養する家庭が増加している一方、飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な飼養に起因する問題が発生しています。

市では、飼い主の経済的困窮や、社会的な孤立等に起因する不適切な飼養の改善、及び未然防止については、関係者が連携して対応することが重要です。これらの問題は、再発リスクが高く、根本的な解決のためには、動物への対処のみならず、飼い主に働きかける必要があることから、福祉部門等との更なる連携に努めます。

3 災害対策

災害時にペットの安全を守ることを最も出来るのは、飼い主自身であり、飼い主は、日頃から、災害を意識し、備えることが重要です。

市では、飼い主に対し、日頃からの「しつけ」や最低限必要な水や餌等の備えの他、災害発生時の適切な対応等について、普及啓発に取り組みます。また、沖縄県や沖縄県獣医師会等との連携体制の整備や必要物品の備蓄に努めます。

4 職員研修の実施

広範かつ多岐にわたる動物の愛護及び管理に関する課題への適切な対応を行うことや他自治体の例や、新たな知見の習得に努めるため、職員研修の実施に努めます。

5 市民講座等の実施

適正飼養、終生飼養等の普及啓発を図るため、市民や児童、生徒を対象とした講座等の開催や様々なツールを活用した普及啓発に努めます。

発行：那覇市環境部環境衛生課

〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 641 番地

エコマール那覇プラザ棟 4階

TEL: 098-951-1530

E-mail: K-KANEI001@city.naha.lg.jp